

明日の力は市民の力

15. 市民協働・公民学連携による地域課題の解決

(質問数10-20)

2023年 6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	自治会運営について ①業務量の見直し ②組織・運営の見直し	① 自治加入率については、年々減少していて、大きな課題である。自治会運営の負担軽減を図るため、昨年度から2つの自治会にモデル自治会を担っていただき、自治会電子回覧板モデル事業を実施している。今年度は、モデル自治会を10自治会程度に拡大し、さらなるメリットや課題について検証していく。公共施設でのw i - f i 設置の状況については、指定管理者によりすべての施設に設置されている。 ② 20か所のコミュニティセンターがあり、2者の指定管理者により、管理・運営されている。各施設には、地域住民や利用団体から構成される「コミュニティ施設地域連絡協議会」が設置されている。またコミュニティセンターが主体となって自治会と連携を図っていくことについては、自治会との連携強化を含め検討していく。
2023年 9月定例会	文教	議案外	佐々木	公民館の館内清掃について (1) 館内清掃の現状：頻度や方法（業者委託の有無） (2) この3年間の清掃会社への費用の変化 (3) 今後の公民館の環境整備についての考え方	(1) 10区の拠点公民館が業務委託により実施している。公民館の職員についても、施設管理の一環として、施設内を点検して、汚れが目立つときには清掃を行っている。 (2) 建物総合管理で一括契約等により、正確な清掃業務委託の算出が困難な施設、これは主に複合施設の中に入っている公民館ということで、そういった公民館が生涯学習総合センターをはじめ4館ある。それを除いた公民館全56館の清掃業務の経費になるが、令和2年度が約6180万円、令和3年度が約6107万円、令和4年度が約5731万円である。委託料の額が落ちているということは、大きな原因としては、入札の結果というふうにつまえている。それぞれ各地区館において現状に合わせた形で清掃するのが、やはりきめ細かな清掃のサービスができるというふうにつまえている。 (3) 各区の拠点館が、区内の公民館の実情を把握した上で仕様書を作成していく、今のやり方が適切であると考えている。引き続き、地域の学びの拠点として、利用者の方が気持ちよく清潔感を持って利用できるように、適切に施設の管理運営に努めていく。
2024年 2月定例会	市民生活	議案外	高柳	町名の変更等について (1) 失われた町名について (2) 旧町名の復活について	(1) 区画整理等の実施により町名が継承されなくなった町名については、旧与野市の大字 与野、旧浦和市の西浦和及び大字井沼方の3町名となっている。大字与野については昭和62年10月、西浦和については昭和53年7月、大字井沼方については平成18年9月となっている。現在の町名は、大字与野の現在の町名は桜丘、本町西、円阿弥、本町東、下落合。西浦和は内谷、曲本、四谷。大字井沼方は東浦和である。 (2) 金沢市以外の市町村において旧町名を復活した事例としては、東京都千代田区や長崎 県長崎市、埼玉県内では鴻巣市で旧町名を復活させた事例がある。県内の鴻巣市においては、直近の事例ですが、平成27年8月に旧町名である鞠子及び新屋敷を街区符号として復活させたとのこと。

				(3) 具体的な手続きについて	(3) 住民から町名を変更する要望書を提出していただく際には、住居表示に関する法律に規定される住所の表示が住民の日常生活に不便を与える地域であり、地域住民が住所を変更することについて合意していることが条件であると考えている。また、町名や町界は地域住民の生活や地域コミュニティに直接影響があることから、町名や町界の変更を要望する際は、変更案を住民から提案いただくことを想定している。その際、新たな町名の案が住居表示に関する法律に規定される。できるだけ従来の名称に準拠し、できるだけ読みやすく、かつ簡明なものに該当すれば、旧町名の使用も可能となると考えている。さいたま市町名町界審議会条例では、委員は、学識経験を有する者、地縁による団体の代表者、関係行政機関または市内の公共的団体の代表者と規定しているので、所管としては、いずれかの規定に合致し、かつ歴史的見地から意見をいただける方を委員として選任させていただきたいと考えている。
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	社会教育がまちを変える (4) オープン委員会での事例から～若者の声をカタチに～	(4) 今年度、まずは子供たちの身近な居場所である3つの児童センターにおいて子供運営会議を開催し、各館10万円の予算の範囲内で、古くなった図書を更新を子供たちに検討してもらうモデル事業を実施している。今後はこのモデル事業の実施状況を踏まえながら、児童センターの運営に限らず、子供や若者の提案をより幅広い施策や予算へ反映する方策についても検討していく。高校生たちからの地域課題解決に向けた声の反映で、大宮駅西口バスロータリーが非常に混雑するので床面にロードペイントをという声で、2024年4月にバス会社と行政とが連携して完成した。
2024年 6月定例会	文教	議案外	三神	新設大和田地区小学校について (1) 地域からの 要望の反映について (2) 今後について	(1)(2) 通学距離、また全体の児童数、各学年の児童数、こういった偏りをしっかりと勘案をして、就学を選択できる特定地域の一部設定等も含めながら、しっかりと今後最終案を固めて、地域の方々、保護者の方々に説明していきたい。通学路に関して、今後学校やPTAの方々と一緒に道路を歩くなどしながら、現地を確認して、危険な箇所はしっかりと安全対策が取れるように努めていきたい。情報の引継ぎ、継続性という点は、新設校の基礎づくりとなるような教員の配置、これをしっかりと念頭に入れながら、安心して子どもたちが生き生きと学校に通えるように、最大限配慮していきたい。通級の種別については、発達障害、情緒障害、通級指導教室の設置を予定している。発達障害により学習面・生活面に困難がある児童、これが在籍していることを把握しているので、そういった状況を踏まえながら、本通級指導教室を設置していきたい。ハード面については、しっかり魅力をつくり出していきたい。新しい時代の学校にふさわしい施設、地域に誇れる学校にしていきたい。
2024年 6月定例会	市民生活	議案外	永井	市民活動について (1) 本市における市民活動の 状況について (2) 本市の市民活動における後継者不足の課題について	(1) 市民活動サポートセンターの来館者数については、平成30年度は48万1,058人、新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、その後、令和4年度は31万1,311人、令和5年度は35万2,395人となっている。市民活動団体がチラシやポスター等を作成することができる印刷作業室の利用状況については、コロナ禍で活動が制限され、外出の自粛を求められていた状況から、回復傾向にあると考えている。 (2) 活動を継続していく上での課題として、後継者の不足が挙げられる。また、コロナ禍において、メンバーの脱会や後継者不足を理由に、解散や活動停止となった団体も一定数あった。

					若年層向けのセミナーや市民活動と地域の関わりを学ぶセミナーなどを開催しており、地域活動を始めるきっかけを提供することで、地域人材の育成に努めている。
2024年 6月定例会	まちづくり	議案外	相川	旧大宮警察署跡地公園について (1) 市民協働実施アイデア募集をすることについて (2) 水辺やアートトイレを設置することについて	(1) 現在（仮称）大宮警察署跡地公園の基本計画の検討に向けて、地域住民や地元小学生などとのワークショップを予定している。対象は、地域住民はもちろんですが、地元の小学生、学校等にも相談して、より多くの意見を聞くための手法や当初予算参加者の拡大について考えていて、今後鋭意検討を進めていく (2) 現在の公園整備について、暑い時期に涼しさを与える噴水、ミスト装置とか、日陰をつくるという意味で緑陰を確保するパーゴラやあずまやを設置するということが考えられる。地元の方々と検討していくという手法を取っている。アートトイレについては、地元市民とワークショップなどで意見を取り交わしていく際に、意見などを聞きながら、検討すべきものだというふうに考えている。
2024年 9月定例会	本会議	一般質問	出雲	子どもたちの満足な遊びのために (1) プレイパーク・ボール遊びができる環境の確保に向けて (2) ハード対策の充実 (3) (仮称) 身近な公園のルールガイドラインの作成について	(1) (2) (3) プレイパークを市内各地に展開できる仕組みづくりに取組んでいく。公園内の禁止事項が多過ぎるといった課題を認識しており、今後のこどもまんなか社会を実現していくためにも、地域特性や公園の状況に応じた柔軟な公園のルールづくりができる仕組みの構築を目指している。地域が主体となって定めることができる「(仮称) 身近な公園のルールづくりガイドライン」の作成に取り組んでいる。ガイドライン作成に向けて、実施事例を作っていけるよう取組んでいく。現在、さいたま市では、ルールづくり促進に併行し、早期に実現可能な取組として、実験的に、近隣や他者への影響が少ない公園において、ボール遊びのルールを掲載した看板を設置し、ルールの緩和を行っている。公園のハード整備の件について、防球ネット設置や利用者間のすみ分け等のハード対策を充実させることについては、隣接する住宅へのボールの飛込みを防ぐ方法としても、快適な公園利用を促進する方法としても、有効な手段であるが、ボール遊びに伴う近隣への騒音や他の公園利用者への影響について、地域の方々の理解が必要であるため、まずは、公園利用者や近隣に住むの方々が納得できるルールづくりを地域主体で進めるとともに、地域から理解が得られるなどの条件が整うようであれば、公園の新規整備やリニューアルに際して、子供たちが遊びやすいハード整備についても検討していきたい。
2024年 9月定例会	保健福祉	議案外	添野	成年後見制度の利用の促進について (1) 利用の状況 (2) 市民後見人養成研修	(1) 成年後見制度の利用者数、さいたま家庭裁判所公表の資料によれば、令和3年12月末現在が1,548人、令和4年12月末現在では1,590人、令和5年12月末現在は1,612人となって、増加傾向となっている最高裁判所の資料、令和5年1月から12月までの成年後見制度の利用開始の主な原因については認知症が最も多く62.6%、それから知的障害が9.9%、統合失調症が8.8%の順という形になっている。後見人に対する報酬の支払いが困難な方向けの報酬助成制度の利用件数、令和5年度は高齢者、障害者合わせて224件。成年後見制度の相談に関しては、本市が社会福祉協議会に委託している高齢者・障害者権利擁護センターが中心となっている、地域包括支援センターや障害者生活支援センター、それから、各区高齢介護課、支援課などでも相談を受け付けている。 (2) 高齢者・障害者権利擁護センターにおいて、地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人等を選任することや、担い手の確保等から市民後見人養成講

				(3) 地域連携ネットワーク協議会	<p>座を実施している。研修修了者のうち、後見人として活動を希望する方については、選考の上、市民後見人候補者として登録させていただいている。令和5年度松時点では、登録者は25人のうち実際に受任をされている方は3名。後見人として活動する上での課題としては、必要な知識、経験等が多岐にわたるため、不足する知識等を補っていく必要。本市としては、その課題に対応するため、市民後見人候補者に対するフォローアップ研修を実施するほか、弁護士等専門職にアドバイザーとして助言を受ける機会などを設けている。</p> <p>(3) 令和3年度からさいたま市成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会というものを設置している。当協議会は、弁護士、司法書士、社会福祉士、後見活動を行っているNPO法人の方などにより構成されている。地域における成年後見制度利用促進に向けた課題等について意見交換、協議等を行っている。ネットワーク協議会において、市民後見人の活用など、成年後見制度利用促進のための課題の共有、それから意見交換等を行い、どのように中核機関である権利擁護センターの取組に意見を反映させることができるかが課題だとは考えている。</p>
2024年 9月定例会	保健福祉	議案外	三神	<p>コミュニティスクールと児童生徒の参画について</p> <p>(1) コミュニティスクールと児童生徒の参画について</p> <p>(2) 児童生徒の参画</p>	<p>(1) 学校と地域住民、保護者等が信頼関係を深め、学校運営の目標やビジョンを共有し、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組んでいる。</p> <p>(2) 児童生徒の意見が学校運営協議会においてどのように提案され、その意見が反映されるのかについては、決まったパターンはないが、学校の実情に応じ様々なプロセスを工夫して取り組んでいる。児童生徒の思いや願いを受け、学校運営協議会において熟議が行われ、取組に反映されていく事例が増えていくことを期待している。管理職、地域の理解をどのように高めていくかについて、「コミ丸」のようなもので、より具体的な好事例を共有していくというふうな形をしていきたい。あわせて、研修会についても直接参加するものと、あと映像を使っていつでもどこでも視聴することができるような形の研修なども工夫しながら、広く理解を深めていきたい。児童生徒が直接参加する事例等については、本年度作成した実践事例集等において、好事例を広く共有できるようにしながら、よい取組を広げていきたいというふうに考えている。</p>